

神戸町農業委員会の農業委員候補者の推薦並びに募集要領

農業委員候補者については、町長が農業者、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、募集によりこれらの候補者を求め、これらの委員を決定します。

つきましては、これらの各委員候補者を次のとおり求めます。

なお、推薦を受け又は応募していただいても必ずしもこれらの委員に確定するとは限りませんのでご了承ください。

1 推薦及び募集の対象人数

農業委員 5人

※ 農業委員は、過半数を認定農業者等とし、その他に農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方を含みます。

農地利用最適化推進委員 5人

※ 農地利用最適化推進委員については、区域ごとの募集となります。区域については、別添の「担当区域一覧」をご覧ください。

2 推薦及び募集の期間

令和8年3月31日（火）から令和8年4月27日（月）

3 推薦及び応募の資格

推薦を受ける方又は応募できる方は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方です。

ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③ 町の職員
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する方

4 推薦又は応募の方法

別添の「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名押印のうえ、締切日までに神戸町役場本庁舎2階産業建設部産業環境課へ提出してください。

なお、郵送による提出も受け付けます。（締切日当日の消印有効）

また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表対象となりますのでご承知ください。

5 候補者の選考

(1) 農業委員候補者

推薦若しくは応募による候補者の総数が14人を超えた場合又は町長が必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員候補者

推薦若しくは応募による候補者の総数が9人を超えた場合又は農業委員会が必要と認めた場合は、評価委員会を設けてそれぞれの候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

6 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月上旬（予定）に本人宛に郵送通知します。

7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の評価以外の目的に使用することはありません。

8 任期

(1) 農業委員

任命の日（令和8年7月20日）から令和11年7月19日まで

(2) 農地利用最適化推進委員

委嘱の日（令和8年7月20日）から令和11年7月19日まで

9 職務

(1) 農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査、審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月初旬）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。農業委員会の会議に出席し、報告等していただきます。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

1 0 身分及び報酬

地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

1 1 推薦及び応募の問い合わせ先

〒503-2392

安八郡神戸町大字神戸1111番地

神戸町役場本庁舎 2階 産業建設部産業環境課内 農業委員会事務局

電話 0584-27-0178

FAX 0584-27-8224

農地利用最適化推進委員担当区域一覧

| 地区名 | その地域の地区 |
|-------|--|
| 神戸地区 | 大字神戸、大字川西、大字丈六道、大字西座倉、大字下宮、 大字前田、大字更屋敷、大字末守 (上記大字で神戸小学校区内とする。) |
| 下宮地区 | 大字新屋敷、大字瀬古、大字落合、大字付寄、大字斉田、 大字柳瀬 (上記大字で下宮小学校区内とする。) |
| 南平野地区 | 大字西保、大字南方、大字八条、大字和泉、大字中沢、 大字加納 (上記大字で南平野小学校区内とする。) |
| 北地区 | 大字更屋敷、大字末守、大字北一色、大字横井、大字田、 大字安次、大字神戸、大字西保 (上記大字で北小学校区内とする。) |